

## 平成30年度自治体国際協力人材バンクについて

### 1 作成目的

自治体国際協力人材バンクは、自治体の国際協力活動の推進を図るため、基礎的な人材データの充実化また集約化を図ることを目的としています。特に、当協会が実施しております、自治体国際協力専門家派遣事業（以下、「専門家派遣事業」）の専門家を選定する際に活用しております。

### 2 対象者

地方公務員及びその退職者で、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する方を対象としています。

#### （1）過去に国際協力活動の経験や実績のある者

- （例）・国際協力機構（JICA）の専門家として派遣された者
- ・青年海外協力隊の隊員として派遣された者
  - ・地方自治体職員等国際協力実務研修（JICA実施）を受講した者
  - ・シニア協力専門家派遣事業（JICA実施のボランティア事業）で派遣された者
  - ・（一財）自治体国際化協会職員として、国際協力業務等に従事した者
  - ・各国地方政府（姉妹提携先など）への協力活動で派遣された者
  - ・各種団体（国際機関等）への協力活動で派遣された者
  - ・自治体独自の国際協力・交流事業に従事した者

#### （2）今後国際協力活動を予定している者

（例）上記に準じます。

#### （3）その他、自治体において国際協力活動の遂行が可能と判断した者

- （例）・専門分野での知識や職務経験がある者
- ・国際協力活動に関心をもっており、業務遂行可能と判断される者

### 3 協力対象分野

別表「専門分野区分表」に掲げる32分野を対象としています。

### 4 登録情報の取扱い

登録された個人情報については、総務省と当協会にて管理することとします。

情報を共有（公表）することに同意いただいた登録者については、都道府県・政令指定都市国際協力担当部課の要望に応じて情報提供できるものとします。なお、情報提供できる情報は以下の項目です。

#### 【情報提供可能な項目】

氏名、性別、年齢、勤務先組織名、職名、専門分野、国内での講師活動可否

### 5 登録情報の修正等

登録者は、自分の登録情報の開示を受け、いつでも訂正、追加又は削除を要求することができます。登録情報の訂正、追加又は削除に関する手続きは、各支部を通じて、当協会までご報告ください。

## 6 自治体国際協力人材バンクの活用について

各自治体から提出された人材のリストは、次の事業に活用していきます。

### (1) 海外自治体からの要請に基づく、専門家派遣事業（詳しくは資料2「自治体国際協力専門家派遣事業について」をご参照ください。）

専門家派遣事業においては、昨今、海外自治体からの要望がますます多様化・具体化してきております。それらの要望に的確に応えていくために、都道府県職員の方のみならず、市町村職員の方にも国際協力人材バンク登録をお願いしているところです。

### (2) 自治体が何らかの国際協力事業を計画する際に、国際協力に関するノウハウ提供やアドバイスを行う人材を検索する手段として活用できます。

この場合は、事業実施自治体と人材バンク登録者の所属する自治体の間で協議いただくことになります。（資料3「自治体国際協力人材バンクの登録と活用について」をご参照ください。）

また、実際に人材バンクを活用した事業を実施した場合には、今後の事業の参考としたいので、「自治体国際協力人材バンクを活用した事業結果報告」（別紙5）により当協会へ報告願います。